

平成 26 年度 第 2 回安曇野市環境審議会 会議概要

1	審議会名	平成 26 年度 第 2 回 安曇野市環境審議会
2	日 時	平成 26 年 7 月 17 日 (水) 午前 9 時 30 分から午後 12 時 00 分まで
3	会 場	穂高支所 3 階 第 3 会議室
4	出席者	環境審議会委員 14 名 におい・かおり環境協会 2 名 (諸井事務局次長・中辻課長代理)
5	市側出席者	堀内市民生活部長 大向課長・蓮井係長・三澤主査 (以上 市民生活部 環境課) 大竹課長補佐・米倉主査 (以上 農林部 農政課) 高嶋課長 (三郷支所 地域課)
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	なし 記者 市民タイムス社
8	会議概要作成年月日	平成 26 年 7 月 18 日

協 議 事 項 等

【進行表】

* 市長より環境審議会長への諮問

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 協議・審議事項

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の概要及び事務局案について

(2) その他

・前回の協議会時の意見等に対する回答

・今後の審議会日程 8 月 12 日 (火) 穂高支所 3 階 第 3 会議室
8 月 25 日 (月) 穂高支所 3 階 第 3 会議室

4. 閉会

【議事】

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の概要及び事務局案について

<事務局からの説明>

<専門家：におい・かおり環境協会説明>

<質疑>

委 員：提案書 1 頁(2)の、悪臭防止法は工場その他の事業場における事業活動とあるが、その他の事業活動とは何か。アンケート 6 頁に出てくる事業場が工場事業場と理解してよいか。アンケート 5 頁質問 3 の回答の中で、事業工場らしきもの、野焼き・農地・その他を抜いていくと、圧倒的に畜産だけになっていくがそういう解釈でよろしいか。

事 務 局：工場その他の事業場の位置付けであるが、配布済みの臭気規制導入に係る参考資料の中の「臭気指数規制ガイドライン」の 41 頁に工場その他事業場の定義付けがある。事業場とは、継続的に一定の業務の為に使用される事業所をいい、特に一定の業務として物の製造又は加工の為に使用されている所が工場である。あくまでも、継続的に一定の業務をする事業場のことをいう。

アンケート 5 頁について、野焼き・農地については事業所の扱いではないが、アンケー

委	<p>員：トをとるにあたり臭気全体を把握したいということで含ませていただいた。</p> <p>員：先程示された図面について非常に見づらい。特に一番広い第2地域の区分について最初見た時は全然わからず、説明を聞いてようやく理解できた。一見してわかるように工夫してもらいたい。</p>
委	<p>員：区分けする意味、事業によって細かく区分けすることは妥当なのか大いに疑問である。においというものは線引きで仕分けられるものではない。一番のにおいの発生源は農業地域であるが、第2地域が一番規制される区域だと思う。数値そのものも、都市部に厳しく農村部に甘いものになっている。</p>
委	<p>員：8頁の表の、区分・用途地域・基本区域・指定された地域の関係が混乱してわかりづらい。臭気以外の地域の色は統一してくれないとわかりづらい。</p>
委	<p>員：臭気発生源となる事業場が安曇野市内にどのくらいあるのか、具体的な数字がほしい。具体的な臭気の出ている地図でないとうわかりづらい。</p>
委	<p>員：現時点での重点区域を示した方がよい。</p>
委	<p>員：現在臭気の問題でトラブルが起きているところの原因解析をしても結局、原因がわからないという回答がすべてだった。条例を作ったとしてもどこに指導していくのか、畜産の関係は2Km～3Km先までにおってきてトラブルが起きている。どうやってターゲットに言えるのか。条例の意味が発揮できないのではないか。</p>
委	<p>員：12頁の表に問題のある事業所が載っているが、地図へおとしてもらうことはできないか。問題のある場所を地図の上で把握することが必要だと思う。</p>
事	<p>務 局：ご指摘いただいた中でお答えできることでまず、地図がわかりづらいということについて、第1地域・第2地域・第3地域で色分けすることが一番わかりやすいと思われるので、次回までに対応したい。</p>
事	<p>務 局：区分けについては、今回の提案は悪臭規制法と市の独自の内容でやっていきたいということで、悪臭規制法については提案書2頁の(3)都道府県知事及び知事が定めるべき事項をご覧ください。あくまでも発生源に対する規制であって、その対象は2頁の4つの項目になる。事業活動によって発生する臭気に対して規制をかけるということである。実際市内に臭気を発生している事業所がどのくらいあるのかということ、あるいは重点区域についてであるが、非常に難しい問題だが、提案書の12頁の表はH25年度に市が主だった業者20社ほどを調査した結果である。規制をかけるのは、苦情が発生していることが前提で、強さ・継続時間・頻度等を勘案して判断するものである。</p>
事	<p>務 局：市内の苦情件数については、本日配布した資料2をご覧ください。H21～H25までの苦情件数をまとめたものである。この苦情件数から考えていきたいので、市内で臭気を発生している事業所を地図におとして示すということは難しい。</p>
事	<p>務 局：原因が不明と言われたということについては、今回は畜産農家の敷地境界線で測って基準値と比べてどうかということ、市民の方から苦情をいただいた時間とこちらで実際に測る時間でタイムラグがあるかと思われるが、なるべく対処した形で測定ができるような体制をとっていくことが重要である。</p>
委	<p>員：臭気測定を行うということは費用がかかると思うが、問題が起きた時に測定をするのか、市が定期的にランダムにするのか、指定された事業所が自ら測定をするのか、経費との関係で運用の方法はどのように考えているのか。</p>
事	<p>務 局：測定については経費がかかる。臭気判定士の国家資格者が国の認可した検査場へ持ち込み判定するので、経費はかかる。</p>
事	<p>務 局：測定のタイミングは、苦情があった時に判断する。運用については、臭気があっても臭気判定士がいなければすぐその場で判定はできない。臭気が続く場合には、天気・風・時間等をみて臭気判定士がある程度その場に張り付き、3～4検体取り一番臭気指数が高いと思われる1検体を検査する。一番酷い数値で判定の基準とする。</p>
会	<p>副 長：本日初めて聞いたところなので次回また検討したい。</p>
副	<p>会 長：規制基準値をどうするのか。指数の表があるが数字だけではわからない。例えば、11指数と12指数ではどう違うのか。</p>
委	<p>員：我々が不快と感じるのはアンモニア臭だったり硫化水素だったり、キンモクセイが強いにおいを発してもそれは不快ではない。全国で臭気指数に流れていくのは極めて単純ではないか。</p>
会	<p>長：一番基本的なところが臭気指数だけで示されどうなのだという事は、次回の宿題だ。</p>

委員：指数 11・12・13 の臭気サンプルをもってきてほしい。果たして我々が判断できるものなのか。

事務局：物質濃度のことは次回、回答させていただく。サンプルについては、におい・かおり環境協会の方からお答えいただく。

におい・かおり環境協会

：臭気指数については、11・12・13 は非常に濃度が薄いところである。イメージしていただくには資料 1 の、10 指数というのは公園とか住宅とかほとんど臭いのない所、10 と 11 の違いは非常に難しく、13 くらいだとある程度臭いがするという程度、地域にもよるがデパートの化粧品売り場や道路沿道の空気である。商業地域あたりで 15 くらいが出るとある程度業種がわかる臭いである。

指数により皆さんにわかっていたらいいがそれは難しく、言葉のイメージでしかお話できない。技術的に何か作るということもできない。アンモニア臭で 11 と 13 を作っても濃度的に非常に難しく薄いので、体験できる資料は作れない。

先ほどキンモクセイのにおいはいい香りだというお話が出たが、いい香りかどうかはその人の主観によるので、人によってはいい香りでもそれをずっと嗅がされている人にとっては変わっていくということで、臭気指数が導入されている背景がある。

臭気指数というのは単品ではなく複合臭をターゲットにしているの、臭いの質は問わないということになる。

当初法律が決められた時は業種にターゲットがあり、下水処理場などの大きな事業所を対象にしていたのでそこをおさえておけば管理ができた。しかしその物質では数値はクリアできていても、現場のにおいはなくならないということが発生して、22 物質ではカバーできない状況がかなり多くなり、それで臭気指数の導入になってきている。

委員：アンケートのことで感じたことだが、野焼きは毎日やるわけではないのに、統計をとると苦情のトップになる。臭気を感じる回数等も表示しないとアンケートの資料は間違った方向へいくのではないか。

市民の立場から言うと臭いというものは苦情になるが、事業者の立場からも考えて答申をしていかないと一方的にみる審議会でいいのか。アンケートや資料の作り方が一方的な方向にいかないようお願いしたい。

委員：4 頁の新潟県だけが、規制地域の指定が一部地域になっているのは何故か。他の県は市町村全域である。

会長：疑問点はまだまだあると思うので事務局に提出していただきたい。

前回の質問については今回答えていただけることになっているので、残り時間は少ないができる範囲で回答をお願いしたい。

事務局：質問点を事前に紙ベース・メール等で今月末までに事務局をお願いしたい。次回を 8 月 12 日に予定しているので、その時回答させていただきたい。

(2) その他

○前回の協議会時の意見等に対する回答

前回 4 月 28 日開催の環境審議会で 4 点、意見書ということでいただいた。これについては事務局で回答できるものについて、口頭になるがお答えさせていただくのでご了解願いたい。

「前回審議会で出された意見書」

1. 周辺住民の健康や生活不安状態を把握して、公表すること。
2. 本事案の中長期計画を作成し、解決の時期を明確にすること、
3. 発生源の畜産業者の存続を併せて検討すること。
4. 周辺の地下水を監視し、結果を公表すること。

《環境課・農政課より回答》

環境課：環境課からは、周辺住民の健康や生活不安状態についてと、地下水の監視について回答させていただきます。

1 点目の周辺住民の健康や生活不安状態を把握し公表することについては、臭気規制

に向け市民アンケート調査を実施、畜産対策協議会等でも公表させていただいたが、臭気が健康に害を及ぼすかどうかについては調査を実施する予定はない。

2点目の周辺地下水を監視し結果を公表することについては、市内28箇所地下水の調査を行っている。三郷地域も含め随時HPで調査結果を公表している。H23年度に、上長尾区所在畜産団体由来の処理水に対する周辺の地下水への影響を調査する為、窒素安定同位対比の調査を実施、結果をHPで公開している。7割が窒素肥料以外、3割が畜産あるいは畜産に関わる肥料となっている。

農政課：では、4点のうち2点について農政課からお答えさせていただく。

1点目の、中長期計画を作成し解決の時期を明確にすることについて、悪臭防止法の規制のスケジュールが示されたこともあり、農政課としては施行のスケジュールに合わせた対策を図り、規制の数値以下とすることを目標とさせていただいている。その為、中長期計画ではなく2ヶ年計画、26年度27年度の短期計画を作成し、対策を図っていく予定とさせていただく。

2点目の、発生源の畜産業者の存続を併せて検討することについては、過去に環境課で実施した臭気指数の調査結果などをみても、規制されると思われる数値を超えている農家がある。悪臭防止法の規制までの間は、その規制数値以下とする為の対策に取り組む予定としている。その対策により規制数値以下となった場合には、周辺住民との共存共栄も図れると考えているので、現時点においては移転等まで含めた存続の検討までは考えていないという回答をさせていただく。

会長：色々問題があると思うが、次回審議会で議論していければと思う。時間ですので第2回環境審議会を閉じます。事務局へ返します。

○今後の審議会日程

事務局：次回の日程は、会議次第にあるように、8月12日(火)8月25日(月)、場所は穂高支所3階第3会議室で、時間は午前9時30分から開始とする。

これをもって第2回安曇野市環境審議会を閉会します。お疲れ様でした。